

どうこうえんごじぎょう
同行援護事業

じゅうようじこうせつめいしょ

重要事項説明書

どうこうえんご
(同行援護サービス利用に関する説明書)

ひめじししゃかいふくしきょうぎかい
姫路市社会福祉協議会

じぎょうしつ
ヘルパー事業室ゆめさき

していじぎょうしょばんごう どうこうえんご
指定事業所番号 同行援護 2814000200

じゅうしょ ひめじしゆめさきちょうまえのしょう
住所: 姫路市夢前町前之庄2160

でんわ
電話: 079-356-3566

どうこうえん ごじぎょう じゅうようじ こうせつめいしょ
同行援護事業 重要事項説明書

(れいわ ねん がつ にちげんざい)
(令和7年7月1日現在)

利用者、利用者が児童である場合はその保護者(以下、「利用者」といいます。)
が利用されようと考えている同行援護サービスについて、契約を締結する前に
知っておいていただきたい重要事項を厚生労働省令第171号に基づき、ご説明
いたします。分かりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

じぎょうしゃがいよう
1. 事業者概要について

ほうじんかく・めいしやう 法人格・名称	しゃかいふくしほうじん ひめじししゃかいふくしきやうぎかい 社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
しよざいち 所在地	ひょうごけん ひめじしやすださんちやうめ ばんち 兵庫県姫路市安田三丁目1番地
れんらくさき 連絡先	そうむか でんわ 079-222-4212 総務課 電話 FAX 079-222-4256
だいひやうしゃ 代表者	りじちやう たけだ ゆういち 理事長 竹田 佑一
せつりつねんがっぴ 設立年月日	しやうわ ねん がつ にち せつりつ 昭和26年3月22日 設立
じぎやうないやう 事業内容	ふれあいしよくじサービス事業、ふれあいネットワーク事業、子育て支援事業、ふれあいサロン事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業、第一号訪問事業、通所介護事業、第一号通所介護事業、(介護予防)福祉用具貸与・福祉用具販売事業、障害福祉サービス事業、移動支援事業、法人後見事業、入退院等支援サービス事業、その他社会福祉に関する事業

りようしゃ どうこうえんご ていきやう じぎやうしよ
2. 利用者に同行援護サービスを提供する事業所について

じぎやうしよ しよざいとう
(1) 事業所の所在等

じぎやうしよめい 事業所名	ひめじししゃかいふくしきやうぎかい じぎやうしつ 姫路市社会福祉協議会ヘルパー事業室ゆめさき
しよざいち 所在地	ひょうごけん ひめじしゆめさきちやうまえのしやう 兵庫県姫路市夢前町前之庄2160
れんらくさき 連絡先	でんわ 079-336-3566 FAX 079-336-3969 電話 079-336-3566 FAX 079-336-3969
していじぎやうしよばんごう 指定事業所番号	どうこうえんご 2814000200 同行援護 2814000200
じぎやうかいしじき 事業開始時期	かいしねんげつ へいせい ねん がつ び 開始年月 平成23年10月1日
サービスを提供 サービスを提供	ひめじし いきない いえしまちやう のぞ 姫路市域内(家島町を除く。)

じっしちいき する実施地域	
------------------	--

(2)事業の目的および運営の方針

じぎょう もくてき 事業の目的	しゃかいふくしほうじんひめじししゃかいふくしきょうぎかい かいせつ ひめじししゃかいふくし 協議会ヘルパー事業室ゆめさきが行う指定同行援護の事業の てきせい うんえい かくほ じんいんおよ うんえい かんり かん じこう さだ 適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定 め、事業所の介護福祉士、同行援護員等が介護給付費の受給決定 を受けた利用者に対し、適正な同行援護を提供する事を目的とす る。
じぎょう ほうしん 事業の方針	(1)ほんじぎょう りようしゃ か の う かぎ きょたく ゆう のうりよく (1)本事業は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力 に 応じ、自立した日常生活ができるように配慮して同行 援護員を派遣して外出時における移動の介護、生活等に関 する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行います。 (2)ほんじぎょう りようしゃ い し およ じんかく そんちよう ぎゃくたい ぼうし (2)本事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、虐待を防止して 権利擁護に取り組み、常に利用者の立場に立ったサービス を提供します。 (3)ほんじぎょう うんえい あ ち い き むす じゅうし しちょう (3)本事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町 や障害福祉サービス事業者、医療、保健、福祉サービスを 提供する機関等との連携に努めます。 じょうき ほか して いしょうがいふくし じぎょう じんいんなど せつ び およ 上記の他、「指定障害福祉サービス事業の人員等、設備及び 運営に関する基準」を遵守します。

3. 当事業所の従業員について

じぎょうしょ かんりしゃ 事業所の管理者	みずた ともひさ 水田 智久
-------------------------	-------------------

しよくしゅ 職種	いんすう 員数	ぎょうむないよう 業務内容
ていきようせきにんしゃ サービス提供責任者 (コーディネーター)	めい 1名以上	りようもう こ かが ちようせい どうこうえんごいんとう 利用申し込みに係る調整、同行援護員等 たい ぎ じゅつ し どう どうこうえんごけいかくとう に対する技術指導、同行援護計画等の さくせい おこな 作成を行います。
どうこうえんごいん 同行援護員 (ヘルパー)	めい 3名以上	がいしゅつ じ いどう かいご およ そうだん 外出時における移動の介護及び相談、 じょげん おこな 助言を行います。

4. 営業日・営業時間について

営業日	月曜日から金曜日まで(祝日、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時35分から午後5時20分
サービス提供日	日曜日から土曜日まで(12月29日から1月3日までを除く)
サービス提供時間	午前7時から午後10時

5. 提供するサービスの内容について

同行援護サービスの内容は介護給付費の支給対象となる以下の通りとします。

- (1) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)
- (2) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- (3) 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- (4) 生活等に関する相談、助言

6. サービス利用料金について

(1) 指定同行援護を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める給付費の

定率(1割)を利用者負担額として支払を受けます。

同行援護サービス(日中のみ)の主な利用料金

利用時間	サービス利用料金	利用者負担額
30分未満	2,137円	213円
30分以上1時間未満	3,379円	337円
1時間以上1時間30分未満	4,886円	488円
1時間30分以上2時間未満	5,609円	560円
2時間以上2時間30分未満	6,342円	634円
2時間30分以上3時間未満	7,075円	707円

じ か ん い じ ょ う 3時間以上	7,808 ^{えん} 円 30 ^{ぶん} 分増すごとに 743 ^{えん} 円	780 ^{えん} 円 30 ^{ぶん} 分増すごとに 74 ^{えん} 円
------------------------	---	--

かくしゅかさん 各種加算

かくしゅかさん 各種加算	サービス利用料金 ^{りようりょうきん}	利用者負担額 ^{りようしゃふたんがく}
しょかいかさ 初回加算	2,036 ^{えん} 円	203 ^{えん} 円
りようしゃふたんじょうげんがくかんりかさ 利用者負担上限額管理加算 (つきかいげんど (月1回を限度))	1,527 ^{えん} 円	152 ^{えん} 円
きんきゅうじたいおうかさ 緊急時対応加算(つきかいげんど (月2回を限度))	1,018 ^{えん} 円	101 ^{えん} 円

注1 介護給付費が適用される場合は、利用者のご負担はサービス利用料

金の1割です。介護給付費適用外部分については、全額利用者のご負担となります。

注2 (2)項に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

注3 利用者負担額は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
また、介護給付費適用外部分の変更については、1ヶ月前に利用者にご文書でご連絡いたします。

注4 上記の金額は、午前8時～午後6時までの利用料金です。早朝(午前7時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)の利用料金は、上記料金に125/100を、障害支援区分3に該当する利用料金は、上記料金に120/100を、障害支援区分4以上に該当する利用料金は、上記料金に140/100を乗じた額になります。

また、ご希望になる業務内容により利用料金が異なりますので、詳細は

コーディネーターに^{そうだんくだ}ご相談下さい。

注5 ^{ちゅう}事業所は、^{じぎょうしょ}国の^{くに}定める^{さだ}特定事業所^{とくていじぎょうしょ}に^{がいとう}該当します。特定事業所とは、サービス提供体制の整備(研修の計画的実施等)や良質な人材の確保(すべてのコーディネーターが3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士)を行っている事業所です。良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から「特定事業所加算」として通常の基本単位より 10% 加算されています。

注6 ^{ちゅう}中山間地域等に^{ちゅうさんかんち}居住している者^{いきとう}に対して^{きょじゅう}提供されるサービスについて、^{とくべつ}特別地域^{ちいき}加算^{かさん}として^{つうじょう}通常の^{きほんたんい}基本単位より 15% 加算されます。
^{ひめじし}姫路市内の^{ない}対象地域は、^{たいしやう}旧家島町^{ちいき}全町、^{きゅうい}旧家島町^{えしま}全町、^{ちやうぜん}安富町^{ちやう}全町、^{やすとみ}夢前町^{ちやう}全町、^{ゆめさき}香寺町^{ちやう}奥須加院・^{くばた}久畑・^{なかむら}中村です。

(2)利用者負担の減免について

・利用者負担に関する月額上限

^{かげつ}1ヶ月あたりのサービス利用にかかる^{りやう}定率負担^{ていりつふたん}(1割)については、^{わり}所得^{しよとく}に応じて^{おう}4区分^{くぶん}の月額負担額^{げつがくふたんがく}が^{せってい}設定され^{いじやうふたん}それ以上負担する^{ひつよう}必要はありません。

(3)その他の費用について

交 通 費	^{ひめじしいきない}姫路市域内の利用者^{りやうしや}は、^{りやうりやうきん}利用料金^{ふく}に含まれており、いただきません。ただし、利用者^{りやうしや}の^{きょたく}居宅が^{つうじょう}通常の^{じぎやうじっし}事業実施^{ちいきがい}地域外(姫路市外)に在るときは、利用者^{りやうしや}に^{つぎ}次の^{りやうきん}料金^{ふたん}をご負担していただきます。 ^{こうきやうこうつうきかん}公共交通機関^{りやう}を利用する場合^{ばあい}………^{じつび}実費 ^{じどうしやなど}自動車等^{りやう}を利用する場合^{ばあい}…^{そうこうきより}走行距離^{えん}1キロメートルにつき10円
------------------	---

キャンセル料	利用者の都合でサービスを中止する場合には、次のキャンセル料をいただきます。ただし、入院等、緊急やむをえない事情が有る場合を除きます。 キャンセル申込みが ・サービス利用の前日午後5時20分まで……無料 ・上記以降およびサービス当日……利用者負担金の全額
複写物の交付	1枚につき10円(その都度お支払い下さい)

7. 料金の支払い時期と支払い方法について

利用料、その他の費用の請求	①利用者負担が有る場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。 ②請求書は利用明細を添えて、利用のあった月の翌月20日までに利用者宛に郵送いたします。
利用料、その他の費用の支払い	原則、利用者指定口座からの自動振替となります。 利用者指定口座からの自動振替の場合は利用のあった月の翌月27日、もしくは27日が金融機関の休日にあたる場合は直後の平日に自動振替いたします。 お支払いを確認後、領収書を送付いたしますので、必ず保管をお願いいたします。 なお、特別な事情がある場合のみ郵便振込も可能です。 その場合、振込手数料の一部はお客様負担(令和4年1月の改定以降)となる場合があります。

8. サービス提供の手順について

- ① 同行援護サービスの利用申込
- ② 重要事項の説明・個人情報取り扱いの説明・契約締結・サービス利用案内
- ③ サービス利用希望日時・内容の確認、同行援護計画の作成
- ④ 同行援護計画の説明と同意
- ⑤ 訪問ヘルパーのコーディネート
- ⑥ 同行援護計画に基づくサービス提供(同行援護計画の見直し)

⑦ 利用料金の請求

⑧ 指定口座から利用料金の引落とし

⑨ 領収書の発行

9. 担当者の変更について

担当コーディネーターの変更をご希望される場合は、苦情受付担当者まで、
担当ヘルパーの変更をご希望される場合は、相談担当者までご連絡下さい。
利用者のご希望を尊重して調整させていただきますが、事業所の人員配置など
により、ご希望に添えない場合もあることをご了承下さい。

なお、事業所では担当ヘルパーの指名はおこなっておりません。

10. 担当者の禁止行為について

担当者は、サービス提供契約以外の営利行為、宗教勧誘、金品の授受や賃借、
私的訪問や私的契約、保証人になるなどの行為は禁止されています。

11. 事業者の責務について

(1) 同行援護計画について

利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、同行援護計画を作成し、
その計画を利用者に説明交付し、その計画に基づいてサービスを提供します。

また、同行援護計画作成後においても、サービス実施状況の把握を行い、
必要に応じて同行援護計画の見直しを行います。

(2) サービス提供内容の記録について

利用者に提供したサービス提供の記録は5年間保管します。記録については、
利用者とそのご家族に限り、閲覧および写しの交付が可能です。

(3) 秘密保持と個人情報の保護について

事業者および同行援護員がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。

ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との会議において、利用者もしくはご家族の最小限の情報を使用する必要があります。

この場合には、あらかじめ利用者もしくはご家族に説明し、同意を得た上で使用します。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。この同意書の有効期限は、契約期間と同じとします。

なお、情報使用にご同意いただけない場合は、サービス調整が出来ず一体的なサービスが提供できない場合もございます。

また、利用者のご家族からのご希望があった場合には、利用者に連絡すると同様の通知をご家族に行なうことも可能です。

(4) 身分証明書の携行について

利用者に同行援護サービスを提供する事業者の同行援護員は、身分証明書を携行し、初回訪問時および利用者やご家族から求められた際は、いつでも提示します。

(5) 賠償責任について

① 事業者の責任において、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、

事業者は利用者にその損害を賠償します。

② 事業者はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「損害賠償保険」に

加入しています。詳細内容について、お知りになりたい場合は事業者ま

れんらくくだ
でご連絡下さい。

(6) 虐待防止のための措置について

ア 事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要な体制の整備をおこなうとともに、次の措置を講ずるものとします。

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

・虐待防止・身体拘束適正化のための指針を整備します。

・虐待を防止するための従業員に対する研修(年1回以上)を実施します。

・虐待の防止に関する責任者、担当者を設置します。

・成年後見制度の利用を促進します。

・利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。

・その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

イ 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者・障害者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

12. ハラスメント行為等の禁止について

ハラスメント行為等を防止し、円滑なサービス提供を行うため、契約書

第6条(2)イの遵守をお願いいたします。お守りいただかず、円滑なサービス提供に支障が生じる場合は契約を解除することがあります。なお、

イ 3)～6)の例を下記に例示しますのでご確認ください。

(1)身体的暴力(身体的な力を使い危害を及ぼす行為)

※職員が回避したため危害を免れたケースを含みます

例：・コップを投げる

- ・蹴る
- ・手を払いのける
- ・たたく
- ・手をひっかく
- ・つねる
- ・首を絞める
- ・唾を吐く
- ・服を引きちぎる

(2)精神的暴力(個人の尊厳や人格を否定する言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例：・大声を発する

- ・サービスの状況を必要以上にのぞき見る
- ・怒鳴る
- ・気に入っている職員以外に批判的な言動をする
- ・威圧的な態度で苦情を言い続ける
- ・刃物を胸元からちらつかせる
- ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ・利用者の配偶者が「自分の食事と一緒に作れ」と強要する
- ・家族が利用者の発言を鵜呑みにし理不尽な要求をする
- ・訪問時不在のことが多く書置きを残すと「予定通りサービスがさ

れていない」として謝罪^{しゃざい}して正座^{せいざ}をするよう強く^{つよ}求める^{もと}

・「たくさん保険料^{ほけんりょう}を支払^{しはら}っている」と大掃除^{おおそうじ}を強要^{きょうよう}し断^{ことわ}ると苦情^{くじょう}を
言う

・利用料金^{りようりょうきん}の支払^{しはら}いを求めたところ手渡し^{てわた}せずにお金^{かね}を床^{ゆか}に並^{なら}べて
それを拾^{ひろ}って受け取^うるよう求め^{もと}る

・利用料金^{りようりょうきん}を多数回^{たすうかい}滞納^{たいのう}しながら「請求^{せいきゅう}しなかった事業所^{じぎょうしょ}にも責任^{せきにん}
がある」と支払^{しはら}いを拒否^{きよひ}する

・特定^{とくてい}の同行援護員^{どうこうえんごいん}に嫌がらせ^{いや}をする

(3)セクシャルハラスメント(意^いに添^そわない性的誘い^{せいてきさそ}掛け、好意的態度^{こういてきたいど}の要求^{ようきゅう}等、
性的な嫌がらせ^{せいてき いや こうい}行為)

例^{れい}：・必要^{ひつよう}もなく手^てや腕^{うで}をさわる

・抱きしめる^だ

・裸^{はだか}の写真^{しゃしん}を見せる^み

・業務中^{ぎょうむちゅう}あからさまに性的な話^{せいてき はなし}をする

・卑猥^{ひわい}な言動^{げんどう}を繰り返^くす^{かえ}

・サービス提供^{ていきょう}に無関係^{むかんけい}に下半身^{かはんしん}を丸出し^{まるだ}にして見せる^み

・業務中^{ぎょうむちゅう}の同行援護員^{どうこうえんごいん}の衣服^{いふく}に手^てを入れる^い

(4)不適切^{ふてきせつ}なサービス要求^{ようきゅう}(給付^{きゅうふ}として不適切^{ふてきせつ}と考えられるサービス提供^{かんが}を
求め^{もと}る行為^{こうい})

「直接本人^{ちよくせつほんにん}の援助^{えんじょ}」に該当^{がいとう}しない行為^{こうい}

主として家族^{しゅ}の便利^{かぞく}に供する行為^{べんり}又は家族^{きょう}が行うことが適当^{こういまた}であると
判断^{はんだん}される行為^{こうい}

・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し

・主として利用者が使用する居室等以外の掃除

・来客の応接(お茶、食事の手配等)

・自家用車の洗車、清掃等

「日常生活の援助」に該当しない行為

同行援護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断
される行為

・草むしり

・花木の水やり

・犬の散歩等ペットの世話等日常的に行われる家事の範囲を超える行為

・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え

・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け

・室内外家屋の修理、ペンキ塗り

・植木の剪定等の園芸

・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

※給付の範囲外のサービス利用を希望する場合は、相談支援事業所又は市に

連絡した上で、希望内容に応じて生活支援サービスや住民参加型福祉サ
ビス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

13. 契約の終了について

次の場合には、自動的に契約は終了します。

1. 利用者がお亡くなりになった場合

14. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、速やかに利用者の主治医及び家族等に連絡を行います。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

15. 相談・苦情窓口について

事業者が提供するサービスについて、ご相談や苦情などがございましたら、事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

サービスの相談や苦情の窓口

ヘルパー事業室ゆめさき 相談・苦情受付窓口	姫路市夢前町前之庄2160 電話番号 079-336-3566 FAX 079-336-3969 受付時間 午前8時35分～午後5時20分 受付曜日 月曜日～金曜日(祝日は除く) 苦情受付担当者 藤原 こずえ 苦情解決責任者 瀬崎 智紀 相談担当者 担当コーディネーター
----------------------------------	--

事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受付けています。

第三者委員 黒津 美智子	電話番号 079-245-2997 受付時間 午前9時～午後5時
第三者委員 山口 兼弘	電話番号 079-222-1271 受付時間 午前9時～午後5時

姫路市健康福祉局 福祉総務部障害福祉課	姫路市安田4丁目1番地 姫路市役所1階 電話番号 079-221-2454 FAX 079-221-2374
兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会	神戸市中央区坂口通2-1-1 電話番号 078-242-6868

16. 重要事項を説明した年月日

説明場所	☐ 利用者のご自宅
	☐ 事業所 姫路市夢前町前之庄2160
	☐ 上記以外の場所
説明年月日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで

※なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合(職員の人数に関する
ことは除きます)は、利用者にもその内容を文書にて通知し、口頭にてご説明しま
す。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。

同行援護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重
要な事項を説明しました。

事業者 所在地 姫路市安田三丁目1番地
 名称 社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
 代表者 理事長 竹田 佑一 印
 説明者 所属 姫路市社会福祉協議会ヘルパー事業室ゆめさき
 氏名 印

わたし ほんしょめん じぎょうしゃ じゅうよう じこう せつめい う ていきよう
私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、提供されるサービスについて同意しました。

りようしゃ
利用者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

ほごしゃ
保護者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

だいにんにん だいにんにん せんてい ばあい
代理人(代理人を選定した場合)

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

つづきから
続柄

しよめいだいこうしゃ しよめいだいこうしゃ せんてい ばあい
署名代行者(署名代行者を選定した場合)

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

たちあいになん たちあいになん せんてい ばあい
立会人(立会人を選定した場合)

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

ひ め じ し し ゃ か い ふ く し き よ う ぎ か い
姫路市社会福祉協議会

じ ぎ よ う し つ
ヘルパー事業室ゆめさき

し て い じ ぎ よ う し ょ ば ん ご う ど う こ う え ん ご
指定事業所番号 同行援護 2814000200

じ ゆ う し ょ ひ め じ し ゆ め さ き ち ょ う ま え の し ょ う
住所:姫路市夢前町前之庄2160

で ん わ
電話:079-336-3566